

消防団に対する国として支援の充実の検討を求める意見書

消防団は、消防本部や各地にある消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置されている消防機関である。地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安全・安心に大きく寄与している。

消防団は地域に密着していることから、近年までその運営のために地元の自治会等から「協力金」などの名目で寄附を募ってきた経緯がある。しかし、残念なことにそうした地元からの寄附などが不適切な目的で使われていたことが全国で散見されるようになった。

こうしたことに対し、平成22年3月、横浜地方裁判所で以下のような判決が下った。「消防団が、本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは、違法となる余地がある」。

この判決のような事例は全国的にごく一部の事例であり、ほとんどの消防団は該当しない。しかし、この判決を契機に全国的に地元の自治会等から「協力金」などの名目の寄附が大幅に減少した。

全国的にそうした傾向になったことを受けて、消防団関係者の声として、「自治体から支給される活動費では足りない」、「備品補充や活動費の活動時の食事代に回している」、「団員は集まらず、消防団の存続はできない」といった現場からの切実な声が報じられるようになったこともまた事実である。

日本消防協会の調査では全国で平成25年には871,730人いた団員数は、令和5年には764,958人と、この10年間で人数にして106,772人(12.2%)減少した。このままでは地域の安全・安心を保つことにも支障を来しかねないことを危惧する。

よって、政府に対しては消防団に対して財政面をはじめとした支援の充実の検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(防災 海洋政策)